平成２８年（フ）第４３８号
札幌市清田区清田１条２丁目５番１号　ＴＮ清田203号
破産者　伊藤　　昇
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９８号
盛岡市上太田弘法清水111番地
破産者　田上　人美（旧姓松尾）
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６６号
仙台市太白区郡山１丁目19番１―101号、従前の住所仙台市泉区明石南５丁目６番地の１
破産者　小林　秀夫
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０３号
さいたま市北区日進町２丁目813番地　第２関根ビル309、旧住所さいたま市北区本郷町430番地２
破産者　大橋　芳樹
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４２号
埼玉県久喜市栗原１丁目14番地７　ハイツ・ユー101、旧住所埼玉県幸手市大字幸手3034番地９
破産者　永塚　睦月
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
さいたま市北区日進町１丁目502番地１　セラシティウエスト日進301
破産者　安部　将司
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
さいたま市北区吉野町２丁目214番地10　パークシティ吉野105、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字羽貫618番地１
破産者　島村　　篤
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目７番４号
破産者　尾上　　攻
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４５２号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目７番４号
破産者　尾上　正子
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８５号
神奈川県小田原市久野591番地の２　高橋アパート202
破産者　太樂　勝典
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５０号
静岡県牧之原市静波1066番地35
破産者　滝口　昌彦
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８９５号
大阪府箕面市瀬川１丁目12番36号、前住所大阪府池田市旭丘１丁目６番３号
破産者　野島　伸晃
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７４号
大阪市天王寺区大道３丁目１番23号　ＥＭＡ702号
破産者　友國智穂美（旧姓酒井）
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６８号
大阪府吹田市千里山西６丁目25番１号（106）、前住所大阪府吹田市広芝町19番20―603号
破産者　佐藤　　正
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目10番21―615号
破産者　一丸　尚哉
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
大阪市生野区**巽**西３丁目３番６号　第三平岡マンション103号
破産者　利川健二こと　徐　　健二
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５号
大阪市西区本田２丁目３番10―801号
破産者　**吉**本　直弥
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２号
大阪市港区築港３丁目10番８号　ＳＩＮＫＯ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　ｖｏｌ　６　304号
破産者　杉本　里絵（旧姓大藪）
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０９号
大阪府大東市三箇１丁目12番６号
破産者　藤本　　忠
１　決定年月日　平成28年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部